

令和 3 年  
第 7 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和3年第7回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年7月26日（月）午後3時

会場 101会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第7回立川市農業委員会総会

令和3年7月26日(月)

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君  
次長 奥野 武司 君  
係長 原島 邦雄 君  
主任 南山 和秀 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。  
本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

ニュースでは台風が発生していますという関係で、ちょうどこっちに多少でも影響があるかもしれませんので、特にビニールハウス等をお持ちの方は対策をしていただきたいと思います。

また、コロナのほうも、ここで感染者も非常に増えてまいりまして、特にオリンピックが始まって、緊急事態宣言も 8 月 22 日までということでございます。その間、またいろいろと規制などもあると思います。これが果たして 22 日に解除されるかどうかというのは、まだ先が分からないと思いますけれども、また今後ともよろしく願います。

また、熱中症には十分気をつけて農業に励んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和 3 年第 7 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員が出席しておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、お願いいたします。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 では、初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 17 番、鈴木和昌委員、2 番、金子職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 4 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、私のほうから事務報告を申し上げます。  
お手元の事務報告、縦長の資料を御用意ください。

まず、前回の総会以降の活動状況でございます。6月29日（火）、北多摩の農業委員会地区別広域連携会議が、ここ立川市役所で開催をされ、会長、事務局で出席をしております。各農業委員会の活動方針や農業振興等に関連をして、東京都へ提出をする意見の内容などについて意見交換をしております。

7月15日（木）、本総会に向けた現地調査を行い、本日、7月26日（月）、農業委員会の総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

8月5日（木）から6日（金）、2日間、農地専門職員研修会が予定されており、事務局が参加をする予定です。

8月18日（水）、東京都農業会議の臨時総会が予定をされております。

委員会といたしましては、8月16日（月）の総会に向けた現地調査、25日（水）に午後3時より第8回の総会、終了後には全員協議会の開催を予定しております。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、第7回立川市農業委員会総会報告、横長の資料を御用意ください。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出、4件につきまして御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず、1件目。農地の所在は錦町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路。面積は合わせまして62㎡。転用目的は道路用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして793㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は砂川町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして393㎡。転用目的は

住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は富士見町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は314㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

それぞれ周辺略図を併せて御参照ください。

次に、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出、1件につきまして御報告をいたします。

譲渡人・譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は富士見町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が田、現況は畑。面積は315㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

なお、本議案は農業委員の世帯に関する案件となります。会議規則により、委員本人や同居の親族に関する議事に参与することはできませんので、退室をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明につきまして、1件御審議いただければと思います。

議案第1号、農地相続人等の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を7月15日、申請者代理人立会いの下、会長、島田加美委員、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は一番町2丁目の5筆、4丁目の1筆にな

ります。略図 1-1 を御覧ください。略図 1-1 は、天王橋交差点の西、五日市街道に面した申請者の自宅に隣接する農地で、ハウスでの育苗のほか、ナスやキュウリなどが露地栽培されておりました。

略図 1-2 を御覧ください。略図 1-2 は、略図 1-1 の農地の西、西武拝島線と玉川上水の間位置する農地で、東側には複数のハウスが並び、西側では露地栽培、耕うん整地されておりました。

略図 1-3 を御覧ください。略図 1-3 は、松中団地の東、武蔵村山市との市境の近くに位置する農地で、南側の一部草が伸びてきているところがございますが、その他はきれいに耕うんされておりました。

全体として肥培管理は良好でした。

議案第 1 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を島田委員、鈴木和昌委員、横幕委員と、私、鈴木です。

それでは初めに、島田委員、お願いいたします。

16 番 この方のところは御家族で農業をやられております。

まず、略図 1-1 を御覧ください。略図 1-1 にはハウスが 2 棟あり、育苗と、あと、露地でナスが植え付けられておりました。

続きまして、略図 1-2 ですか。これは西武線と玉川上水に挟まれた農地で、ハウスは 6 棟。これはトマトと、あと、露地は耕うんされており、ネギ、ナス等が植えられていました。

略図 1-3 ですが、ここは耕うんされており、一部にカボチャが植えてあり、その中が、草がちょっとあったような感じはしましたが、特にはこれは問題はないと思います。

境界に関しましては全て確認ができました。よくやられていると思います。



以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木和昌委員、お願いします。

17番 こちらは、申請者の方は大分高齢で、今はそんなには畑作業をしておらず、娘さん夫婦が中心になって作業しております。当日、雨が急に降ってまいりまして、略図1-2と1-3のときは境界のほうがなかなか確認が難しかったのですが、事前に島田加美委員が確認をされておりましたので、それでその場はしのぎました。

1-3のところ、右下の境界のラインのところを境にしてカボチャが植えてあったんですけども、若干草が繁茂されていたんですけども、梅雨どきだったためになかなか草の除去ができなかったので、それ以降、梅雨明けにかけて作業のほうをされたということです。

それ以外は問題ありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 当日、本当に突然雨が降り出した中で境界を確認いたしました。今、鈴木委員さんがおっしゃったとおり、1-3について若干草がありましたけれども、そのほかについては特に問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

この方は、今、ほかの委員さんから話したとおりでございます。あと、1-2のところに、ここが非常にビニールハウスが、溶液栽培のトマトを植えていらっしゃって、非常にきれいになったんですけども、一部、周りに木が伸び切っているようなものがあったので、それをちょっときれいにしてもらいたいのと、資材が散らかっていたところがあるので、その程度を指導しました。

そのほかについては、ほかの委員さんが言われたとおりでございます。

あとは何の問題もなく、非常に熱心に農業をされている方  
でございますので、問題ないかと思えます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項  
がありましたら、お願いをいたします。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として  
申請者に意思確認等を行いたいと思えます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 今日はどうもありがとうございます。

申請人には相続税猶予制度については、もう十分に御理解さ  
れていると思えますが、農業委員会総会において、その意思を  
改めて確認させていただきますので、御協力をお願いしたいと  
思えます。

農業委員会としては、相続税の納税猶予制度が正しく運用さ  
れなければ、その制度そのものが維持できなくなり、立川農業  
の発展はおろか、農地の存続すらできなくなると考えておりま  
す。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと  
思えます。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をし  
ていきますので、お願いいたします。

では、初めに鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 先日は雨の中、調査に御協力いただきまして、ありがとう  
ございます。

では、早速ですが、お話しさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続  
していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの  
業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農  
地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期  
間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難にな

ることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1つ目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上、2つについてお答えをお願いいたします。

申請人 まず、1点目についてですけれども、以前より父親を中心として農業経営をしてまいりました。今後におきましては、私を中心としまして、生涯、農地の適切な肥培管理のほうを行っていきたいと思っております。それと伴いまして、安心安全な生産物を生産することに、これからも生涯携わっていきたいと思っております。

2つ目ですけれども、私が中心となって、今、経営のほうをこれからも進めていくつもりではございますけれども、家族のほうも、私の妻、それと姉、あとは、ちょっとした軽作業ですけども、娘がおるんですけれども、娘のほうも、ちょっとした荷造りだとか、そういうことは今も手伝ってもらっていますので、今後もその体制で、家族でやっていきたいと思っております。

以上です。

17番 ありがとうございます。

いろいろ雑務もあって大変かと思っておりますけれども、お体のほうは気をつけてお願いいたします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 今日は御苦労さまです。

何度かもう聞かれていることではありますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、十分御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 都市農業を行っていく上では、相続税の納税猶予というのは、なくてはならない制度だと思っております。それには、私もこういう会議をしておりますので、十分理解はしているというつもりではございます。

今後も家族を中心として、できる限り農業を続けていきたいと思っておりますし、万が一、私に何かあった場合には家族が手伝ってくれると思っておりますし、また、どうしても私に何かあったとき、または家族その他で農業経営がちょっと厳しいような状況になった場合ですとか、そういうときには、今、おっしゃられたような円滑法だとか、そういうことを頭の中に入れながら、また農業委員会の皆さんに御相談をさせていただきたいと思っておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。

以上です。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予

されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。

まだお若いほうですが、本当に十分に体に気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問がある方は、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人の方をお願いしたいと思います。

ただいま両部会長からの御質問にお答えいただきました。ありがとうございます。相続税の猶予制度については、先ほども言いましたけれども、よくもう分かっているので、改めて何点か私のほうからお願いしたいと思います。

相続税猶予制度の農地については、3年に1回は、また必ず現地調査に伺いますので、その際はまた御協力をお願いしたいと思います。

あと、ただいま両部会長から質問をした内容の封筒を、後ほどお渡ししたいと思いますので、お帰りになりましたら、両部会長が話した内容がその封筒に書いてありますので、御家族にも読んでいただいて御理解いただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

本当に今日はありがとうございます。これで終わりたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

なお、議案第2号のうち、農業委員の世帯に関する案件がありますので、当該案件の議事の際は一旦退室をお願いいたします。

それでは、議案第2号の1について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第2号の1について御説明いたします。

特例農地は幸町6丁目の1筆となります。

現地調査を7月15日、申請者、小峰委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。略図1は、第四中学校の北、玉川上水に接する農地で、ハウスでのトマト等の栽培のほか、ナスやトウモロコシ、カボチャなどが露地栽培されておりました。時節柄、草が伸びてきているところはございましたが、肥培管理は良好でした。

議案第2号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の1について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明を小峰委員、横幕委員にお願いします。

では、初めに小峰委員、お願いいたします。

4番 まずもって境界の確認をいたしました。先ほど事務局のほうから説明があったとおり、ハウスでトマト、あと、露地でナス、カボチャ、トウモロコシ等がそこで作付されておりました。ハウス以外で草がちょっと目立ったので、除草するように話しておきました。また、そのところを至急やるということですので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 先ほどのハウスのミニトマトは暑さに弱いので、小さい間、少し育つまでは暑さ管理が大変だというような話も伺いました。適格者証明のところでも出ましたけれども、この季節は出荷も大変、草も生えるという季節なので、本当に農家泣かせだなど、大変な季節だと思いました。でも、落ち着けば、またきちんと畑の手入れもなさるということで確認をしております。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

引き続き、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。

次長 現地調査を7月15日、申請者、代理人、会長、高杉委員、清水茂男委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

略図2を御覧ください。略図2は高木通りと栄緑地に挟まれるように位置する農地で、複数の植木のほか、ブルーベリーやミカン、数種の夏野菜が植え付けられておりました。一部剪定された樹木などが残っておりましたので、片づけていただくよう依頼してございます。

略図3-1を御覧ください。略図3-1は自宅の北側に位置

する農地で、栗やキウイが植え付けられるとともに、耕うん整地されておりました。

略図 3 - 2 を御覧ください。略図 3 - 2 は略図 3 - 1 の北、玉川上水にかかる宮の橋のたもとに位置する農地で、こちらも耕うん整地されておりました。複数箇所境界石等が確認できない状況となっており、実際に石などがあるのかも不明とのことでした。境界を明確にし、石を入れるなどされたほうがよい旨を伝えてございます。

略図 4 - 1 を御覧ください。略図 4 - 1 は五日市街道と府中道の上に位置する農地で、南の一部にジャガイモが植え付けられておりました。それ以外も大変よく耕うん整地されており、肥培管理は良好でした。

略図 4 - 2 を御覧ください。略図 4 - 2 は国分寺市との市境にある変電所の南側に位置する農地で、東側には東京都の委託苗木のツツジが植え付けられておりました。広大な農地ですが、大変きれいに耕うん、管理されており、肥培管理は大変良好でした。

議案第 2 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明を、2 番を高杉委員、横幕委員、3 番を清水茂男委員、横幕委員、4 番を横幕委員、あと鈴木です。

それでは、まず初めに、2 番を高杉委員、お願いいたします。

1 2 番 この方の農地はブルーベリーが多く植えられており、北側の一部にミカンが植えられておりました。それと、隣の家が墓が、中に四角く囲ってあるのがそうです。その脇に伐採した枝等がちょっと置いてあったので、それはどうかしてもらうように指示いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 図面を見ても……、分からないかな。境界石の位置が大変



複雑だったんですけれども、全て確認をいたしました。今、高杉委員さんがおっしゃったところもありましたけれども、大体きれいに管理されていたと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を清水茂男委員、お願いします。

1 4 番 この方は、若い女性の方2人で畑をされていまして、トラクターを操りながら畑をきれいに耕うんされていまして。

略図3-1のほうですが、自宅裏、こちらのほうは境界石が確認できたのですが、略図3-2の畑のほうは、隣の畑との境界境に石が入っているのか、ないのか、ちょっと分からないということでしたので、測量の方に相談するというので、境のほうをきちんと決めるということを約束してくれています。

肥培管理も良好で、特に境のこと以外に関しては問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今おっしゃったとおりで、よく管理されていたと思います。境界石の位置が分からないというところなんですけれども、それらしきところに、もう大木になった木がありまして、境界がはっきりしない限りは誰のものか分からないので、本当の畑なら、木はある程度の高さで切らなくちゃいけないけれども、それができないということもありますので、ぜひ、境界ははっきりさせていただきたいと思いました。

議長 ありがとうございます。

次に、4番ですね。引き続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 本当にきれいに管理されていて、何も問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。

この方は、住まいは国分寺の方でして、この方の畑のほうは、全てが、もうほとんどが東京都の委託苗木を植えております。

今現在、略図4-1ですか。その部分は、ちょうど全てが何も植えていない状態でございます。また冬に東京都の委託苗木を植える予定ということでございますので、そのほか全体的に非常にきれいに管理もされて、問題はないかと思えます。

4番について以上でございます。

ただいま全体に説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他に何かございますか。

次長 事務局からは特段ございません。

議長 ありがとうございます。

ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は8月25日水曜日、午後3時から、208・209会議室で開催されますので、御承知おきください。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時40分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員